



## 認定シンボル手順

---

---

### ペリージョンソン ラボラトリー アクレディテーション インク

国内および国際的な認定のエンドユーザーは、適合性評価機関(CAB＝試験所・校正機関)、試験、標準物質製造者、校正そして検査報告書が承認されている証拠として、認定マーク、シンボルおよび言語の使用に大きく依存する。

認定機関のシンボル/マークの使用は、トレーサビリティの明確な表示であり、すべての認定試験所・校正機関によって利用されることが奨励される。



# 認定シンボル手順

---

## 1.0 適用範囲

1.1 本手順では、PJLAの認定シンボル、ILAC MRAマークと適切な認定言語の使用を説明する。  
加えて、PJLAの認定シンボル、ILAC MRAマークと適切な認定言語の使用方法が組織により不適当に使用された際、PJLAが実施する必要な行動について概説する。

### 1.2 定義

- ・ CAB：適合性評価機関（試験所、標準物質製造者、検査機関、フィールドサンプリング機関など）適合性評価を実施し、認定を目的とする機関のこと。
- ・ 承認された報告書または証明書：認定機関の認定シンボルまたは認定に関する表現を有する報告書や証明書

## 2.0 責任

2.1 代表取締役社長/オペレーションマネージャー及び指名された者は、認定証保持者が使用の指針を含む適切な認定シンボルに関する資料を確実に受領する責任を持つ。代表取締役社長/オペレーションマネージャーは、シンボルの使用に関する契約上の制限を遵守することを確実にする責任を負う。

## 3.0 参考文献

- 3.1 ISO/IEC 17011: 2004
- 3.2 PL-1, 品質マニュアル
- 3.3 SOP-1, 認定手順
- 3.4 LF-3: 認定契約書
- 3.5 ILAC-P8:12
- 3.6 ILAC-R7:05/2015
- 3.7 TNI 方針: TNIロゴおよびマークの使用 1-103
- 3.8 TNI NEFAP(2013.3.14) に対するPJLA 合意書

注) 3.7、3.8は日本適用外

## 4.0 一般

- 4.1 ISO 17011: 2004の要求事項に従い、PJLAは、PJLAの認定証保持者が認定を様々な方法で公表するために用いる認定シンボルを提供する。認定シンボルまたは認定に関する表現の使用は、認定/承認され発行された試験、校正、標準物質製造者または検査報告書を除いて、任意である。
- 4.2 PJLA認定証保持者は認定シンボルの使用に関する規定を上記の文書や、本手順の概説により通知される。



## 認定シンボル手順

- 4.3 PJLA認定シンボル、ILAC MRAマーク及びその他の本手順内にある準拠マーク、認定を主張した言語のあらゆる誤用は非常に重く扱われ、PJLAの是正処置プロセスを介して処理される。

### 5.0 手順

- 5.1 認定が付与されると、組織はこの手順とともに適切な公認シンボルの必要な版下が用意される。テクニカルプログラムマネージャー及び/又は代表取締役社長/オペレーションマネージャー/指名された者は、問い合わせに応じ、有効な使用方法に関するPJLAの規定を説明してよい。

認定証保持者は、PJLAが認定シンボルの使用を許可してから、はじめてシンボルを使用することができる。基本的に、PJLAは、PJLAの認定シンボルを認定証保持者に提供する行為を認定証保持者にシンボル使用の許可を与えたこととみなす。

備考： ILAC MRAマーク付きの認定シンボルは除く。

- 5.2 PJLAの審査員は、認定証保持者の認定シンボルおよび認定に関する用語の使用状態を審査の際に検証する。審査員は、判定委員会のレビューのため、シンボル使用における客観的証拠を収集し、評価パッケージに含める。さらに、認定証保持者の手順には、認定シンボルの適切な使用及び遵守のためのPJLA規定を施行する手順が規定されていないなければならない。
- 5.3 PJLAが審査、報告又は他の手段によって、以下を発見した場合、代表取締役社長 / オペレーションマネージャーは、迅速な是正処置を要求するか、又はSOP-11に従って認定の停止、撤回又は縮小の手続きを実施する場合がある。
- a) PJLAの認定証を所有しない者が、PJLAのシンボルを使用している場合
  - b) 認定証保持者がPJLAの使用規定に違反している場合

### 6.0 是正処置

- 6.1 代表取締役社長 / オペレーションマネージャーは、PJLA認定シンボルや認定の主張の誤用を発見した場合、直ちに是正処置手順を開始する。
- 6.2 PJLA認定シンボルや認定の主張の誤用が見つかった企業は、具体的な手順と指定期限までにシンボルの誤用を中止するよう、内容証明郵便による書面の警告を受ける。誤用が中止されない場合、代表取締役社長 / オペレーションマネージャーは、これに対する法的措置のために弁護士と連絡をとり、また関連する法的機関及び認定機関に通知する全ての件において、完全な是正処置の実施と実施の証拠の受領が期待される。
- 6.3 代表取締役社長 / オペレーションマネージャーは、自己の判断により、認定証保持者の事業所での特別サーベイランス、認定証保持者の是正処置に関する文書を受け取った個人又は組織に対する問い合わせ、又は他の適切な手段により是正処置のフォローアップを行う。
- 6.4 誤用があった場合、いかなる場合も、認定証保持者に対する次回のサーベイランス審査でフォローアップを行う。



## 認定シンボル手順

---

### 7.0 処置の拡大

- 7.1 認定証保持者が、当方針の要求事項の不適切な使用の中止を拒否する、当方針の使用に関するPJLAの規定に違反し続ける、様々な方法で反復してシンボル及び認定言語を誤用する、又は第6.4項で指示されているように是正処置を迅速かつ確実に実施することを怠った場合、認定証保持者の認定は停止又は撤回処分の対象となる。



# 認定シンボル手順

付属書A： 認定シンボル及び認定言語使用規定の概略

## 1.0 一般

1.1 以下に詳しく述べるような認定シンボルまたは認定に関する表現は、適合性評価機関(CAB)の顧客によって要求される認定/承認されたすべての報告書に含まれる。適合性評価機関(CAB)は、認定されていないまたは承認されていない報告書が提供されたときに、サービスを依頼しているすべての顧客が惑わされないことを確実にしなければならない。本シンボルまたは認定に関する表現は、認定範囲にのみ関連し、適合性評価機関又は関連組織が関係するその他の活動には関連しない。認定シンボルまたは関連する表現は、PJLAが試験もしくは校正の結果に対し、またはその結果から得られた意見や解釈に対し、責任を負うという印象を与えるようないかなる使用もしてはならない。またPJLAが、試験または校正された製品または品目を承認するという印象を与えるようないかなる使用もしてはならない。

承認されたシンボルまたは認定に関する表現は、PJLAによって認定された試験所・校正機関へ付与された固有の認定番号をつけて、明確に区別できるようにする。下記に示すとおり、認定番号を含むこと。試験所が異なる箇所に認定番号を表示したいと希望する場合は、認定シンボルに近接した範囲内であることを確実にする。(すなわち、同じページ内など)



※備考：適合性評価機関が認定された規格と範囲によっては、他の認定シンボルは使用可能である。関連するすべてのシンボルは認定証の発行と共にそれぞれの適合性評価機関へと提供される。上記シンボルマークの認定番号の表記については、認定/Accreditationのどちらでもかまわない。

適合性評価機関(CAB)が認定シンボルを利用しないと決め、校正、試験、標準物質製造者または検査報告書への認定に関する表現のみを選択した場合、以下のような情報が含まれることを確実にする：

- 1) ISO/IEC 17025:2005(または同等の規格)認定を受けた
- 2) PJLA
- 3) Accreditation # XXXXXX、認定番号 XXXXXX
- 4) 認定分野：校正/試験/標準物質製造者/検査機関 など

## 2.0 規定と制限

2.1 認定シンボル又は認定の掲示は、以下の場合には使用できない。

- 法的文書(例：契約書、小切手)
- PJLAの認定を受けていない事業所の文書



## 認定シンボル手順

---

- 下請負契約者の認定証又は文書
- まだ認定されていないPJLAの申請者
- 適合性評価機関が試験または校正した製品または品目（校正ラベルを除く）
- PJLAの認定を受けていない範囲に関する報告書、認定証、又は結果通知に同封した手紙

備考：認定範囲外の試験、校正、標準物質または検査を含む場合、明確に区別できるように「本試験所は、表示された試験又は校正の認定は受けておりません」もしくは、「本標準物質生産者は、特定された材料や手順についての認定は受けておりません」と明記すること。

2.2 認定シンボル又は言語は、以下の場合には使用できる。

- 販売促進資料及び社用文具  
(レターヘッド、Faxカバーシート、封筒、パンフレットなど)
- 名刺
- バナー、ポスター、プレゼンテーション用パワーポイント、プレスリリース
- 広告
- ウェブサイト
- 報告書および証明書
- E-mail（署名の雛形）
- 付箋（添え状）

\*（備考1）認定範囲外の意見や解釈については、適合性評価機関は報告書又は認定証の認定シンボルの付近に、以下のような免責事項を記載すること：「この報告書に表現された意見/解釈につきましては、本適合性評価機関の受けた認定の範囲にはありません」

2.3 シンボルは、すべてのシンボルの特徴が明確に区別できるような大きさと複製されること。

2.4 認定シンボルは黒色を含むモノクローム、またはシンボルが明瞭に識別できるのであれば、PJLAロゴのカラーで複製すること。PJLAロゴのカラーを正確な形状で使用するためには、PJLAへ問合せること。

### 3.0 下請負契約者による試験、校正又は標準物質生産者活動

3.1 適合性評価機関(CAB)が、他の認定試験所（その組織の支部を含む）に認定を受けている業務の下請負契約をした場合、下請負契約した校正または試験の結果を、適切な認定シンボルまたは認定に関する表現を入れて報告書や認定証に記載することもできる。その際、認定試験所は：



## 認定シンボル手順

- 同一試験所の認定された支部でなく、かつ予定された下請負契約について顧客に通知しておらず、事前承認を得ていない場合、下請負契約した行為について、全責任を負う。
- 認定証に関する下請負契約者の報告書の一部を報告することに対し、下請負契約者の承認を得ていることを確実にする。
- その下請負契約者自身が、ILAC MRAのもとに承認されているPJLAまたは他の認定機関によって関係する特定行為の認定を受けており、その結果が下請負契約した適合性評価機関の公認報告書または認定証に含まれていることを確実にする。下請負契約者がPJLA以外の機関によって認定を受けている場合、最終的に承認された報告書において認定機関(PJLA)のシンボルまたは関連する表現を使用してはならない。

3.2 適合性評価機関(CAB)が認定を受けている活動と受けていない活動の両方を組み合わせた内容を含む報告書を発行する時、場合によって下請負契約者を使用することになった際に、適合性評価機関(CAB)は報告書にPJLAの認定シンボルまたは認定に関する表現を使用することができる。ただし、下請負契約者から入手したいかなる結果もISO17025に定められた要求事項によって識別され、これらは認定されていないものとして明確に示されなければならない。

3.3 適合性評価機関(CAB)が何も認定を受けていない品目に対して報告書を発行する時、場合によって下請負契約者を使用することになった際に、いかなる内容においてもPJLAの認定シンボルまたは認定に関する表現を使用してはならない。

### 4.0 器具に貼付する校正ラベル

4.1 認定適合性評価機関はPJLA 認定シンボルの入った校正ラベルを複製し、校正された器具に貼付することができる。校正ラベルには次の情報を含むこととする。

- 認定校正試験所の名称又は認定番号
- 器具の識別
- 現在の校正の日付
- 校正に関する校正認定証への相互参照

4.2 認定シンボルは、認定範囲内の校正方法に基づき、校正された器具に貼付する校正ラベルについてのみ、使用することができる。

### 5.0 検査した品目に貼付する検査ラベル

PJLA認定シンボルを含む検査ラベルの使用は、認定範囲内に記載されている品目に対してのみ許可される。シンボルを含む検査ラベルは、PJLAがその品目を認定している、もしくは検査したという印象を与えてはならない。ラベルは、その品目が検査されているものであることを明確に示さなければならない(例:「～(の手順書)によって検査された・・・」、

「～(の手順書)で検査された・・・」) 加えて、検査ラベルには以下の情報を含むこととする:

- 認定検査機関の名称と認定番号
- 器具の識別
- 検査の日付
- 検査に関して発行された検査報告書への相互参照



## 認定シンボル手順

---

### 6.0 無関係な機関のシンボル使用

PJLAは、証明書、テスト報告書、校正ラベルと本手順書にて概説してある以外のその他文書に示されるいかなる外部の認識や監督機関のロゴやシンボル（すなわち、ISO、IAF APLAC、NACLA）を利用、または付与する権限を持っていない。

### 7.0 ISO / IEC17025:2005規格またはPJLAから提供される他の認定規格への参照

認定規格を適合性評価機関(CAB)の品質マネジメントシステムの一部、あるいは適合性評価機関(CAB)で生成された文書で参照する場合には、最低でも以下のように完全な著者名や規格の年号を含まなければならない：

ISO / IEC17025:2005

### 7.1 認定の主張と認定の主張のほのめかし

意図的に認定の主張を行う場合や、特定の単語やフレーズを使用することによって暗示されている認定の主張を行う場合、適合性評価機関は、認定を主張された規格を特定し、それが別の規格への登録または認証を取得した特定の標準に認定状況を関連付けていないことを確認しなければならない。以下の単語やフレーズは、認定の主張で許可できるものとできないものとの例を意図している。（意図的およびほのめかしの両方）

許可できる

- 1) ABC試験所は、ISO / IEC17025:2005規格に認定されている
- 2) ISO / IEC17025:2005認定
- 3) ISO / IEC17025:2005に認定
- 4) ISOガイド34:2009に認定
- 5) ISO / IEC17020:2012認定

許可できない

- 1) ISO17025認定
- 2) 17025/9001
- 3) ISO / IEC17025:2005登録

注) PJLAは広告用資料（注: 認定を受けた試験、校正、標準物質製造者、検査報告書は含まれない）において、上記のような認定を表す用語を記載したときにスペースやデザインの問題があることを認識する。うまく対応できない場合は、PJLAにドラフト・レイアウトの確認をとること。

### 付属書B： 試験・校正機関におけるPJLAシンボルとILAC MRAの複合マークに関する使用規定

（この手順は、ILACを通して全面承認を受けているPJLAによって認定された標準物質製造者および検査機関にも同じように適用される）





## 認定シンボル手順

### 1.0 一般

1.1 PJLAは、ILAC相互承認協定の国際的認知や国際的な協定のもとに行われる認定サービスを促進するため、認定試験所がPJLAシンボルとの組み合わせでILAC MRAマークを使用することを許可する。ILAC MRA複合マークは以下の条件でのみ使用することができる：

- 1) 「ILAC MRA複合マーク使用承認書」をPJLAと認定試験所間で締結した場合
- 2) 複合マークの使用方法のドラフトがPJLAによって承認された場合
- 3) 認定試験所がILACマークの登録されている国（ILAC加盟国）に属している場合  
※ILAC登録会員についてはILACのホームページにてご確認ください

適合性評価機関は、契約書のコピーと版下をPJLAから直接入手することができる。

### 規定と制限

2.1 複合マークは下記のように表示すること：



2.2 ILAC MRAマークは黒と白または青と白のいずれかで表示させること。

2.3 シンボルは識別できるものであり、歪みのないものであること。

2.4 複合マークの大きさは20mm以上であり、PJLAシンボル（ILAC MRAマークの+/- おおよそ5%の大きさ）とほぼ同等の大きさであること。



## 認定シンボル手順

---

- 2.5 複合マークは横向きであること。
- 2.6 複合マークには、実際のマークの一部として“ILAC MRA”の文字が表示されていること。
- 2.7 PJLAシンボルとILAC MRAマークは上記のように配置されることが望ましい。しかしながら状況によっては、PJLAシンボルとILAC MRAマークがほぼ隣り合わせであれば、異なる様式であっても許可する。

注記) PJLAシンボルをカラーで表示する場合も、本文書に記載されている内容に従うこと。

- 2.8 ILAC MRA 複合マークは、以下の場合には使用できる。
- 販売促進資料及び社用文具  
(レターヘッド、Faxカバーシート、封筒、パンフレットなど)
  - 名刺
  - バナー、ポスター、プレゼン用パワーポイント、プレスリリース
  - 広告
  - ウェブサイト
  - 報告書および証明書
  - E-mail (署名の雛形)
  - 添え状
  - 校正ラベル
- 2.9 本文書に概説される規定や制限は、この付属書に別途指示がない限り適用されるものとする。

### 付属書C：PJLAシンボルとTNI NELAPの複合マークおよびTNI NEFAPマークに関する使用規定

#### 1.0 一般

TNIとの契約を通して、NELAPおよび/またはNELACに対する承認を得ていることから、PJLAはTNI NEFAPおよび/またはTNI NELAC マークの付与権限を持っている。  
(当規格は、米国内のプログラムで日本適用外のため、以下省略)